

今月の



隣に伝えたい

新たな言葉と概念

【オートプシー・イメージング】

英 Autopsy imaging

略 Ai

日 死後画像診断, オートプシー・イメージング

類 画像検案, 死亡時画像病理診断

オートプシー・イメージング (Ai=死亡時画像診断) とは, コンピューター断層撮影法 (CT) や磁気共鳴映像法 (MRI) などの画像診断装置を用いて遺体を検査し, 体内の出血や臓器の状態, 骨折等の情報を得て, 病状や死因などを調べる画像診断法のことである。Autopsy (解剖/検死) と imaging (画像診断) とを組み合わせで作られた造語で, 患者死亡時における検査の選択肢のひとつとして考えられている。病理解剖 (剖検) を行うことがますます困難になってきている現状で, 医学的および社会的な死亡時患者情報を充実させる新しい検査概念である。医学的な死因の究明等に役立つばかりでなく, 死因情報について遺族や社会の「知る権利」を満たすことができると期待されている。また Ai は, 小児医療の向上, 児童虐待の防止, 在宅医療等高齢者医療の向上, 犯罪の見逃し防止, 被災者の身元確認など様々な社会的課題への対応にも有効な方策としてその実施が求められている。Ai を導入すると従来の剖検が減少するのではないかと危惧する声もあるが, Ai により問題点が指摘された症例では剖検承諾が得られやすくなっているという事実もあって, Ai とは従来の剖検と競合するものではない, と考えられる。

2003年にオートプシー・イメージング学会 (Ai 学会) が Ai の普及と認知度を高めるために設立され, Ai が可能な施設等も公表している。また, 2012年6月には, Ai (オートプシー・イメージング) 適用ガイドライン (Ai 学会案) も提出された。

この中で, Ai 報告書及び鑑定書は, 事実に照らし適正に作成される必要があるため, Ai の診断能力を有すると認められた画像診断専門医等の医師によって作成されるべきである, とし, Ai の実施対象症例 (ケース) として【1】～【5】を挙げている。

- 【1】小児死亡全例 (14歳以下), 診療の有無, 死亡場所を問わない。
- 【2】外因死およびその疑いがあるもの。 (1)不慮の事故。 (2)自殺。 (3)他殺。 (4)不慮の事故, 自殺, 他殺のいずれであるか死亡に至った原因が不詳の外因死。 (5)外因による傷害の続発症, あるいは後遺障害による死亡。
- 【3】診療行為に関連した死亡。該当施設として死因究明に Ai が必要と判断したもの。
- 【4】死因が明らかでない死亡。救急搬送, 通院治療, 老人施設, 在宅介護等で死因不詳のものを含む病死か外因死か不明の場合。
- 【5】その他。 (1)医師が死亡診断書 (死体検案書) の作成あるいは医学の発展のために必要と判断した場合。 (2)遺族が死因究明を望んだ場合。 (3)身元が明らかでない者の死亡。

参考文献

今井裕, 高野英行, 山本正二編著. Autopsy imaging ガイドライン【第2版】. 東京: ベクトル・コア, 2012

(国立国際医療研究センター 河内 正治) 本誌567p に記載